



あなたの意見が税制を変える！

本会では、税制改正について会員の皆様のご意見を取りまとめ、上部団体の全国法人会総連合を通じ、政府及び政党などに対して、その実現を要望しています。



令和6年度税制改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画提出期限延長等など、法人会の提言事項の一部が盛り込まれました。

本年度も会員皆様の税制改正についてのご意見をお聞きし、令和8年度税制改正の要望意見を取りまとめたいと考えておりますので、是非ご協力をお願いいたします。

裏面のアンケートにお答えいただき、ファックスまたは下記二次元コードにて4月25日までに厚木法人会へお送り願います。

【アンケートの送付先】

公益社団法人 厚木法人会

〒243-0017 厚木市栄町1-16-15

電話 (046) 221-1055

FAX (046) 222-3808

E-mail: info@a-net.or.jp

二次元コードからもアンケートに回答できます。



アンケートにご協力をお願いします

I 基本事項

国や地方では行財政改革に取り組み始めていますが、どの項目を中心に見直すことが望ましいと考えますか。下記の項目の中から、特に要望したい1項目を選んでいただき、その左の「□」の中に「✓」をご記入ください。

- ☐ ①地方の景気回復が最優先となる施策を実施する。
- ☐ ②国会および地方議会の議員数を削減し、報酬を抑制する。また、政務調査費などの用途を明瞭化する。
- ☐ ③災害等の際には、様々な企業に大きな影響を与え、個人消費等の大きな落込みが懸念されるため、企業や個人消費者に対し特別減税を実施する。

II 個別事項

皆様にとって必要と思われる税制改正を下記の項目の中から3項目を選んでいただき、その左の「□」の中に「✓」をご記入ください。

- ☐ ①国際競争力をつけるため、諸外国よりまだ高い法人税率を引き下げる。
- ☐ ②事業継続のため、中小企業の経営者の事業承継にかかわる相続税及び贈与税は免除する。
- ☐ ③印紙税は、文書作成の有無により課税されることから、公平性を欠くため廃止する。
- ☐ ④固定資産税及び都市計画税の税率および評価方法は、地域性を考慮して見直す。
- ☐ ⑤償却資産に係る固定資産税を撤廃し、新たな設備投資促進に繋がるようにする。
- ☐ ⑥成長戦略の一環として、「ベンチャー企業・スタートアップ企業」に対する税制上の支援を拡充する。
- ☐ ⑦配偶者控除を廃止して、その財源分を基礎控除額の引き上げに充てる。
- ☐ ⑧配偶者控除を継続し、配偶者の所得要件を引き上げる。
- ☐ ⑨より一層のデジタル化の推進を図るため、デジタル化投資税制の適用対象範囲を拡大する。
- ☐ ⑩株式市場の活性化のため、金融所得課税の軽減を図る。
- ☐ ⑪事業者の事務負担を軽減するため、消費税率の複数税率は廃止する。（消費税率は単一税率にする）
- ☐ ⑫景気回復の刺激策として、一時的に消費税を一律8%にする。
- ☐ ⑬復興の財源として、一時的に消費税を一律10%にする。
- ☐ ⑭事務負担軽減を目的とした消費税に係る少額特例において、限度額の引上げ（1万円以内→3万円以内）に加え、全事業者を対象とし、時限立法を排除し恒久化する制度とする。

III 意見聴取事項

上記の他、税制改正やアンケートの様式及び收受方法等につきましてご意見がありましたら、下記にご記入ください。

[]